

高知県「県政運営指針」検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の皆様が幸せで将来に希望の持てる高知県の実現に向けて、高知県庁が「県民の皆様のために成果を求めて挑戦し続ける県庁」であるために従うべき原理原則として平成27年4月に策定した「県政運営指針」の取組状況を検証するとともに、同指針の改定に当たって更にその取組を進めるため、高知県「県政運営指針」検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 県政運営指針の取組状況に関すること。
- (2) 県政運営指針の改定に当たっての取組等に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員9名以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員は、県政運営指針を改定したときは解任されるものとする。

(運営)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 委員会の会議には必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。
- 6 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員の全員が同意し、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政管理課が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

2 第1回の検討委員会は、第4条第4項の規定にかかわらず知事が招集する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。